

新制度 研修開始希望の方々へ

1) 下記の条件が1つでも当てはまる方は「新制度の適用」となります。

- ・ 2024 年度以降に基本学会の専門医を受験(取得)される方
- ・ 当学会の入会日が 2024 年 4 月以降の方
- ・ 入会日によらず、研修可能な施設での勤務が 2024 年 4 月以降である方
- ・ 当学会の入会日が 2024 年 4 月より前で、2023 年度以前に基本学会の専門医を取得しており、期日までに旧制度で研修開始手続きをしなかった方

2) **研修開始日の設定**に関わる要件

- ・ 日本周産期・新生児医学会 入会日
- ・ 基本学会（小児科/産婦人科）専門医受験(取得)年
- ・ 研修施設の認定状況（指導医の認定状況も含む）
- ・ 研修施設での勤務状況（研修開始日に設定したい日が休職中である場合（病氣療養や、産休・育休、介護休業、留学中など）は勤務再開日以降が研修開始日となる）

研修開始手続きの受付の際、研修開始希望の方それぞれの要件を確認し、最大の研修開始遡り日をご案内します。

▷ 研修開始予定の方へ

研修開始手続きの受付開始の遅延により、研修開始日が本来の日付に遡れなくなることはありません。研修開始の受付が 2024 年 4 月時点で可能だった場合として対応します。

2024 年度（2024/4/1～2025/3/31）に研修開始日を遡るご希望があり、2025 年度（2025/4）に異動が決まっている場合には、異動後に研修開始手続きが受付される可能性が高いです。2024 年度に所属していた施設の（旧制度の）指導医および暫定指導医に、自身の新生児専門医/母体・胎児専門医の研修開始希望、専門医資格取得予定についてお伝えしてください。新制度の研修施設区分や統括責任者、指導医の情報は、これから確定するため、旧制度の指導医にお伝えください。

希望の日付が研修開始日になるわけではないことにご注意ください。上記 2)の要件をご確認ください。現在整理中の研修施設や指導医の情報は、確定後に HP へ掲載いたします。研修開始手続きの受付が始まり、研修開始日が決定した後、すでに自身が異動後の施設にいる場合や、研修開始日時点の指導医が自施設にいない場合などは、事務局で適宜対応いたします。

研修認定施設や指導医の一覧、研修開始の方法については別途 HP への掲載と一斉メールにてご案内しますので、事務局への直接のお問い合わせは控えください。